

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(平成28年度)

部等名 土木建築部  
課名 技術・建設業課

公社等名 (一財)沖縄県建設技術センター

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
1	平成28年度 建設材料試験調査研究業務	県内で実施される公共工事に用いる工事用資材の品質確保を目的とした試験業務	85,709	○			地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 本業務は、公共工事に使用する建設資材全般の適正な品質確保を図るため試験研究業務を行うものであり、(一財)沖縄県建設技術センターは、社会資本整備等を支援し、県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立された民間事業者との利害関係が無い独立した立場で公平・公正に試験を実施できる機関であり、センターによる業務執行が妥当である。			技術・建設業課
2	平成28年度沖縄県リサイクル資材評価認定制度運営業務委託	ゆいくる制度の普及活動、資材認定・評価基準改定・品質管理要領に係る諸事務を行う	12,344	○			地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 本業務は、リサイクル建設資材が評価委員会で承認されるまでの適正な処理や対応が求められるものである。また、工場の立入検査は、是正指示や資材一時使用停止等の根拠となるため公平・公正に実施する必要がある。公益性の高い業務で、他にかわるものがないことから(一財)沖縄県建設技術センターと契約。			技術・建設業課

3	平成28年度 沖縄県におけるフライアッシュコンクリート配合及び利用指針(案)作成業務委託	沖縄県フライアッシュコンクリート配合・利用指針(案)について、本文及び技術資料等の作成を行う。	7,949	○		<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>本業務は、フライアッシュコンクリート施工指針(案)を作成する業務であり、作成にあたっては、「沖縄県のコンクリート構造物の現状やフライアッシュコンクリートの特性を十分に熟知していること」、「指針(案)を用いてコンクリートを製造・設計・施工する機関等と利害関係のない公正・公平な立場で作成すること」が求められる。(一財)沖縄県建設技術センターでは、これまで琉球大学と共同でのフライアッシュコンクリート配合試験の実績や、フライアッシュコンクリートを使用した業務に関する豊富なデータと経験を有している。以上をもって、技術的要件をもっとも備えた機関であることから、(一財)沖縄県建設技術センターと契約を行った。</p>		技術・建設業課
4	公共交通安全検討業務委託	歩行者が安全で移動できる歩行空間の整備を効率的かつ効果的に進めるため、緊急性の高い通学路等の歩行整備や安全で安心な歩行環境の充実に取り組むための基礎資料作成である。	2,581	○		<p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>本業務は、安全で安心な歩行環境の充実に取り組むための基礎資料作成であり、沖縄県建設技術センター所有の公共施設情報を統合的に管理する「OCTC公共施設情報管理システム」を沖縄県の各土木事務所・道路管理課等にて利用することで、歩道整備に関する情報を共有することが可能となり効率よく業務を行うことができる。よって同システムに関して『特定の者が有する排他的権利(特許権・著作権)を必要とする』ことから指名競争入札に付する事は適当でない。</p>		道路管理課

5	平成28年度 道路施設現況調査作成業務委託(その2)	<p>沖縄県の道路現況を把握し、道路整備計画及び道路施設の管理等に必要な調査を作成するものである。</p>	4,903	○		<p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>本業務は、県の補助的業務及び道路施設現況調査作成等の作業における各土木事務所の支援や集約業務を行うものであり、また国土交通省道路局「道路施設現況調査要綱」に基づいて実施され、受注者は年間を通じて国と連絡を密にする必要があることなど行政的な性質を有するため、指名競争入札に付することは適当でない。</p>		道路管理課
6	公共施設情報管理システムの機能追加及びデータ登録委託業務	<p>本業務は、公共土木施設台帳を一元的に管理する「OCTC公共施設情報管理システム」の道路巡回へのデータ登録の効率化を目的に、タブレット端末を用いた道路パトロールシステム及び苦情情報管理システムを導入し、道路巡回業務の効率化と苦情処理等の迅速化を図るための業務である。</p> <p>また、巡回業務のデータ登録とあわせて、橋梁点検調査書のシステムへの登録も行うものである。</p>	3,866	○		<p>沖縄県建設技術センターの所有する「公共施設情報管理システム」は、道路や道路付属物(橋梁、標識、照明、防護柵、占用物等)の公共土木施設台帳を一元的に管理するシステムである。</p> <p>各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳や道路巡回の履歴、また橋梁の点検結果等の道路の維持管理に必要な情報を一元的に管理・共有することができ、効率的かつ迅速な業務が可能となっている。</p> <p>本業務は、現在手作業で行っている道路巡回の登録作業について、タブレットを活用した道路巡回システムや苦情情報管理システムを導入することで効率化や情報共有の迅速化を目的としている。</p> <p>また、平成26年度、27年度に実施した、71橋分の橋梁点検調査書を同システムに登録する内容である。</p> <p>このことから、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		道路管理課

7	道路防災カルテ登録業務委託	県が管理する道路施設における道路防災カルテの新規箇所 の作成及び追加・修正箇所につ いて、道路管理システムへの登 録を行うものである。	1,361	○		契約の性質または目的が競争 入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号)  本業務は、県の出先機関であ る土木事務所内での調整、資 料収集・確認作業を行う必要が あり、また各点検箇所の課題等 を踏まえた維持補修業務に関 する知識が必要となるなど、行 政的な性質を有するものである ため、競争入札に付することは 適当でない。		道路管理課	
8	平成28年度 沖縄県道路構造物耐久性調査業務委託(H28)	沖縄県内の橋梁等の道路構 造物について、その劣化状況や 原因、劣化環境などの調査を継 続して行い、全県的に道路構 造物の耐久性・劣化特性及び劣 化予測に関する基礎データを取 得・分析することにより、厳しい 塩害環境にある県内の道路構 造物の耐久性向上や効果的・ 効率的な維持管理手法の確 立、諸技術基準の確立に資す ることを目的に実施するもので ある。	6,415	○		契約の性質または目的が競争 入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号)  道路構造物の長寿命化に向 けた効果的・効率的な維持管理 手法の確立、諸技術基準の確 立や改定のためには、専門的 な知見に基づいた経年での データ分析と蓄積、および経年 分析データの全県的な把握に より長期継続的な検討を進めて いくことが非常に重要であり、そ の業務の性質上、競争入札に は適さないものである。		道路管理課	
9	マイクロフィルムの保管業務委託	マイクロフィルムの保管業務	66	○		沖縄県財務規則第137条の2第 6号で定める額の範囲内である ため		道路管理課	
10	マイクロフィルムの保管業務委託	マイクロフィルムの保管業務	199	○		沖縄県財務規則第137条の2 第6号で定める額の範囲内 であるため		道路街路課	
11	県営公園施設管理システム業務委託(H28)	公園施設管理システムに登録さ れている施設情報について、電 子納品保管されている工事完 成図書から未登録情報を収集 し、システムに登録を行う業務	3,704	○		センターは、県からの委託によ り、同センター内のサーバーに 県営公園施設管理システムを 構築し、以降、工事完成デー タを入力し、データを一元的に 管理・蓄積している。今回の業 務は、新規工事箇所部分の更新 作業を行うことが主な業務であ ることから、これまで蓄積して きたデータを有効に活用し、適 切かつ効果的に履行できる者が 同センターに限られる。	○	システムメンテナンスにつ いては高度な専門性 が必要であり、システム を開発したところにメン テナンスを委託している	都市計画・モラル課

12	マイクロフィルムの保管業務委託	マイクロフィルムの保管業務	30	○		沖縄県財務規則第137条の2第6号で定める額の範囲内であるため		都市計画・モラル課
13	平成28年度 公共土木施設情報管理業務委託(河川)	平成27年度末時点における河川の整備状況の調査を行い、整備状況の把握資料を作成し、公共施設情報管理システムへ登録する。	3,553	○		<p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>本業務において 沖縄県建設技術センターが著作権・所有権を有する「公共施設情報管理システム」の利用が必要なため、同センターと特命随意契約とした。</p>		河川課
14	河川工作物の管理システム構築業務	河川現況台帳に掲載されている許可工作物について、電子化、データベース化を行うため、既存の公共土木施設情報管理システムに河川工作物を管理するシステムを構築する業務である。	1,901	○		<p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>本業務において 沖縄県建設技術センターが著作権・所有権を有する「公共施設情報管理システム」の利用が必要なため、同センターと特命随意契約とした。</p>		河川課
15	開発許可登録簿の電子化	許可管理台帳の資料を電子化すると共に、情報共有・活用に向けたシステム構築への取組を行う。	994	○		「CTC公共施設情報管理システム」の著作権、所有権を有している唯一の機関であるため		建築指導課
16	宮古空港台帳更新業務委託(H28)	宮古空港台帳の修正・更新	3,532	○		宮古空港台帳は、最終更新から長い期間が経過しており、適正なデータ修正・更新を行う必要がある。また、空港台帳の適正かつ効率的な管理を図るため、空港台帳を情報システムへ移行する必要がある。沖縄県建設技術センターでは、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用しているため、同システムの著作権・使用権を有する左記業者と随意契約を行った。		空港課

17	航空機整備基地事業総合的技術支援業務委託(H28その1)	那覇空港内航空機整備基地 新築工事の積算代行業務	4,504	○		<p>地自令167の2-1-2 契約の性質または目的が競争入札に適用しないため</p> <p>総合的技術支援業務は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、公正・公平で適切な判断を求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>同センターは業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力を有しており、民間事業者との利害関係がない唯一の機関である。</p>			施設建築課
18	沖縄空手会館外構工事監督代行等業務	沖縄空手会館外構工事の工事監督代行業務及び積算代行業務	8,821	○		<p>地自令167の2-1-2 契約の性質または目的が競争入札に適用しないため</p> <p>本業務は、対象とする工事が高度な技術的判断を必要とし、また迅速な対応が要求されるものである。また、民間コンサルタントへ委託する標準的な工事の現場技術業務(工事の工程、品質、出来高の確認等の補助的な業務)とは異なり、工事監督及び品質等の検査、完成時の施工状況の確認及び評価、検査立会等の事務を総合的に行うものである。</p> <p>同センターは、建設業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資より設立された財団である。このような趣意で設立された同センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えている。</p>			施設建築課
19	航空機整備基地事業総合的技術支援業務委託(H28その2)	那覇空港内航空機整備基地 新築工事の工事代行業務	4,514	○		<p>地自令167の2-1-2 契約の性質または目的が競争入札に適用しないため</p> <p>総合的技術支援業務は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、公正・公平で適切な判断を求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>同センターは業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力を有しており、民間事業者との利害関係がない唯一の機関である。</p>			施設建築課
20	平成28年度公共土木施設情報管理業務(海岸)	海岸保全区域にある階段等の存在により護岸高さが不足している箇所について、現況把握のうえ調査作成を行う。	2,700	○		<p>(一財)沖縄建設技術センターが有する排他的権利(OCTC公共施設情報管理システム)を必要とするものであるため</p>			海岸防災課

21	マイクロフィルムの保管業務委託	マイクロフィルムの保管・管理	60	○		業務委託協定(H20.3.25締結)に基づく契約		海岸防災課
22	マイクロフィルムの保管業務委託	マイクロフィルムの保管業務	35	○		沖縄県財務規則第137条の2第6号で定める額の範囲内であるため		下水道課
23	マイクロフィルムの保管業務委託	マイクロフィルムの保管業務	92	○		沖縄県財務規則第137条の2第6号で定める額の範囲内であるため		港湾課
24	道路事業技術審査等支援業務委託(渡久地橋仮橋)	本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」という。)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の審査を行う業務である。技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。	670	○		(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」と標記する)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。		北部土木事務所
25	北部管内技術審査等支援業務委託(H28-1)	本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」という。)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の審査を行う業務である。技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。	1,620	○		(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」と標記する)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。		北部土木事務所

26	北部地区港湾事業技術審査等支援業務(H28-1)	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」という。)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の審査を行う業務である。技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p>	1,026	○		<p>(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」と表記する)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。</p>		北部土木事務所
27	北部地区港湾事業技術審査等支援業務(H28-2)	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」という。)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の審査を行う業務である。技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p>	1,242	○		<p>(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」と表記する)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。</p>		北部土木事務所



28	饒波川砂防事業総合的技術支援業務委託(H28)	工事発注図書(工事設計書、特記仕様書、数量計算書等)の作成を支援する業務	999	○		<p>(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」と表記する)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。</p>		北部土木事務所
29	道路事業技術審査等支援業務委託(安和橋)	本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」という。)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の審査を行う業務である。技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。	594	○		<p>(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」と表記する)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。</p>		北部土木事務所

30	北部地区港湾事業技術審査等支援業務(H28-3)	本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」という。)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の審査を行う業務である。技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。	1,879	○		(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」と表記する)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。		北部土木事務所
31	屋部川技術審査等支援業務委託(H28)	総合評価方式における入札参加資格確認申請書の技術審査を支援する業務	670	○		(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」と表記する)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。		北部土木事務所
32	国道505号(仲宗根)道路台帳調書作成業務委託(H28)	道路台帳調整業務	2,311	○		台帳を作成するには、(一財)沖縄県建設技術センター内に保管されているマイクロデータを活用すれば、合理的に作成できるが、マイクロデータは持ち出し禁止となっており、部外者は取り扱えないため、地方自治法施行令第167条第2項第1項第2号に基づき、随意契約とした。		北部土木事務所

33	国道331号(指定区間外)道路台帳調書作成業務委託	本業務は、国道331号の道路台帳について電子化を行い、道路台帳調書を作成する業務である。	3,996	○		台帳調書の作成は「公共施設情報管理システム」により実施することとしており、本業務を履行できる者は同システムを所有する(一財)沖縄県建設技術センターしかいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とした。		北部土木事務所
34	北部管内河川台帳作成業務委託(H28)	本業務は、古い図面を整理して台帳作成することにより管理業務の効率化を図る。これまで提出された紙媒体のマイクロデータを読み取りCAD化するとともに、継ぎぎになっている竣工図面を編集し、一連の台帳を完成させていくことを目的としている。	4,331	○		台帳調書の作成は「公共施設情報管理システム」により実施することとしており、本業務を履行できる者は同システムを所有する(一財)沖縄県建設技術センターしかいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とした。		北部土木事務所
35	港湾事業技術審査支援業務委託(H28-1)	総合評価方式による発注関係事務(技術審査)	4,471	○		契約の性質または目的が競争入札に適さないため(地自令167の2-1-2) 技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。 このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。		中部土木事務所

36	道路事業技術審査支援業務委託(H28-1)	総合評価方式による発注関係事務(技術審査)	5,886	○	<p>契約の性質又は目的が競争入札に適しないため(地自令167の2①二)</p> <p>本業務の内容は、発注資料作成及び、入札参加者から提出があった技術資料の分析・整理、ヒアリング記録作成であり、発注・入札情報に接することになる。(一財)沖縄県建設技術センターは、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣旨で設立された(一財)沖縄県建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えている。</p>			中部土木事務所
37	橋梁補修事業技術審査支援業務委託(H28)	総合評価方式による発注関係事務(技術審査)	2,192	○	<p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>工事発注資料作成及び工事入札参加者から提出があった技術資料の分析・整理、ヒアリング記録作成等、発注工事機密情報等に接することから、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があるため。</p>			中部土木事務所
38	河川事業技術審査支援業務委託(H28-1)	総合評価方式による発注関係事務(技術審査)	583	○	<p>契約の性質又は目的が競争入札に適しないため(地自令167の2①二)</p> <p>本業務の内容は、発注資料作成及び、入札参加者から提出があった技術資料の分析・整理、ヒアリング記録作成であり、発注・入札情報に接することになる。(一財)沖縄県建設技術センターは、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣旨で設立された(一財)沖縄県建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えている。</p>			中部土木事務所

39	港湾事業等技術審査支援業務委託(H28)	総合評価方式による発注関係事務(技術審査)	2,106	○		<p>契約の性質または目的が競争入札に適さないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p>		中部土木事務所
40	県道20号線(泡瀬工区)技術審査支援業務委託(H28)	総合評価方式による発注関係事務(技術審査)	5,130	○		<p>契約の性質または目的が競争入札に適さないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p>		中部土木事務所
41	街路事業技術審査支援業務委託(H28)	総合評価方式による発注関係事務(技術審査)	972	○		<p>契約の性質又は目的が競争入札に適さないため(地自令167の2①二)</p> <p>本業務の内容は、発注資料作成及び、入札参加者から提出があつた技術資料の分析・整理、ヒアリング記録作成であり、発注・入札情報に接することになる。(一財)沖縄県建設技術センターは、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣旨で設立された(一財)沖縄県建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えている。</p>		中部土木事務所

42	河川事業技術審査支援業務委託(H28-2)	総合評価方式による発注関係事務(技術審査)	432	○		<p>契約の性質又は目的が競争入札に適しないため(地自令167の2①二)</p> <p>本業務の内容は、発注資料作成及び、入札参加者から提出があった技術資料の分析・整理、ヒアリング記録作成であり、発注・入札情報に接することになる。(一財)沖縄県建設技術センターは、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣旨で設立された(一財)沖縄県建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えている。</p>			中部土木事務所
43	公園事業技術審査支援業務委託(H28-1)	総合評価方式による発注関係事務(技術審査)	551	○		<p>契約の性質又は目的が競争入札に適しないため(地自令167の2①二)</p> <p>本業務の内容は、発注資料作成及び、入札参加者から提出があった技術資料の分析・整理、ヒアリング記録作成であり、発注・入札情報に接することになる。(一財)沖縄県建設技術センターは、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣旨で設立された(一財)沖縄県建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えている。</p>			中部土木事務所
44	街路事業総合的技術支援業務委託(H29-1)	パイプライン線における監督代行	8,305	○		<p>契約の性質又は目的が競争入札に適しないため(地自令167の2①二)</p> <p>本業務の内容は、パイプライン線における監督代行であり、発注者の責務である発注関係事務の適切な実施を求められるものであることから、民間コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p>			中部土木事務所

45	中部管内海岸保全区域台帳作成業務	海岸法に基づき海岸管理者として海岸の現況を把握するため、航空写真、地理情報システム(GIS)のデータ、公図、工事完成図面を用いて用途毎に計測・表示・集計を行った海岸台帳の作成	2,030	○		<p>契約の性質又は目的が競争入札に適しないため(地自令167の2①二)</p> <p>本業務にて作成された海岸台帳は(一財)沖縄県建設技術センターの所有する「公共施設情報管理システム」に反映され、公共施設の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになる。そのため、「公共施設情報管理システム」の著作権・使用权を有する(一財)沖縄県建設技術センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		中部土木事務所
46	海岸保全区域(浜川海岸)台帳作成業務委託(H28)	海岸法に基づき海岸管理者として海岸の現況を把握するため、航空写真、地理情報システム(GIS)のデータ、公図、工事完成図面を用いて用途毎に計測・表示・集計を行った海岸台帳の作成	1,037	○		<p>契約の性質又は目的が競争入札に適しないため(地自令167の2①二)</p> <p>本業務にて作成された海岸台帳は(一財)沖縄県建設技術センターの所有する「公共施設情報管理システム」に反映され、公共施設の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになる。そのため、「公共施設情報管理システム」の著作権・使用权を有する(一財)沖縄県建設技術センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		中部土木事務所

47	公共交通安全施設基盤整備業務委託(H28)	「統一型道路管理システム」を利用した管理業務を円滑に遂行するため、道路管理者として各種施設台帳及び関連情報の登録更新を行うものである。	1,771	○	<p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)  公共交通安全施設の維持管理業務及び中部管内路線状況に精通し、統一型道路台帳管理システムの全般に係る知識・ノウハウ等を有している。  また、システムの構想段階から沖縄県と協力して取り組んできており、各土木事務所からの統一型道路管理システムの構築に係る業務を受注するとともに、システムの知的所有権を保有しているため。</p>		中部土木事務所
48	公園事業技術審査等支援業務委託(H28-1)	技術審査	940	○	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。  このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。  沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。  同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所



49	H28道路事業技術審査支援業務委託(その1)	技術審査支援業務	1,598	○	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所
50	H28道路事業技術審査支援業務委託(その2)	技術審査支援業務	1,598	○	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所

51	沖縄都市モルール修繕事業総合的技術支援業務委託(H28)	工事監督代行業務 工事積算代行業務	8,892	○		<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所
52	南部管内道路防災保全事業技術審査支援業務委託(H28)	技術審査代行	669	○		<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所

53	H28道路事業総合的技術支援業務委託(その2)	監督代行業務 積算代行業務	11,296	○		<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所
54	街路事業技術審査等支援業務委託(H28-1)	技術審査等支援	1,782	○		<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所

55	H28南部東道路技術審査支援業務委託(その1)	技術審査支援業務	2,516	○		<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所
56	平成28年度 河川事業総合的技術支援業務委託(その2)	工事監督代行業務 工事積算代行業務	7,981	○		<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所

57	街路事業技術審査等支援業務委託(H28-2)	技術審査等支援	972	○		<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所
58	小祿名嘉地線道路台帳調書作成業務委託(H28-2)	道路台帳調書作成	1,480	○		<p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成一つの業務として実施されていた。しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率的な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題是正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムの他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所

59	南部管内河川台帳整備状況図作成業務委託(H28)	河川台帳整備状況図作成	3,262	○		<p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率的な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題は正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムの他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所
----	--------------------------	-------------	-------	---	--	---	--	---------

60	H28糸満与那原線(東風平)道路台帳調書作成業務委託	道路台帳調書作成	1,307	○		<p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率的な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題是正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムの他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所
----	----------------------------	----------	-------	---	--	---	--	---------

61	平成29年度 河川事業総合的技術支援業務委託(その1)	工事監督代行業務 委託積算代行業務	8,575	○		<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所
----	-----------------------------	----------------------	-------	---	--	--	--	---------



62	H29道路事業総合的技術支援業務委託(その1)	監督代行業務 積算代行業務	8,089	○		<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある。競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所
----	-------------------------	------------------	-------	---	--	--	--	---------

63	H28南部東道路総合的技術支援業務委託(その1)	監督代行業務 積算代行業務	14,716	○		<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある。競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>		南部土木事務所
64	保良西里線道路台帳調書作成業務委託	道路台帳調書作成	680	○		<p>県財務規則第137条の2で定める額の範囲内であるため(地自令167の2-1-1)公共施設情報管理システムに関する著作権・使用权を有するため。</p>		宮古土木事務所

65	道路事業技術審査等支援業務委託(H27-2)	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」という。)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の審査を行う業務である。技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p>	945	○		<p>(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」と標記する)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。</p>		宮古土木事務所
66	街路事業及び港湾事業技術審査等支援業務委託	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」という。)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の審査を行う業務である。技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p>	799	○		<p>(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」と標記する)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。</p>		

67	宮古地区道路事業技術審査等支援業務(H28-1)	本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」という。)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の審査を行う業務である。技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。	1,112	○		(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」と表記する)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。		宮古土木事務所
68	平成28年度 伊良部海岸保全区域台帳作成業務	海岸台帳調書作成	1,307	○		県財務規則第137条の2で定める額の範囲内であるため(地自令167の2-1-1)公共施設情報管理システムに関する著作権・使用权を有するため。		宮古土木事務所
69	国道390号道路台帳調書作成業務委託(H28その1)	道路台帳調書作成	2,624	○		県財務規則第137条の2で定める額の範囲内であるため(地自令167の2-1-1)公共施設情報管理システムに関する著作権・使用权を有するため。		宮古土木事務所

70	宮古地区道路事業技術審査等支援業務委託(H28-2)	本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」という。)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の審査を行う業務である。技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。	475	○		(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」と表記する)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。		宮古土木事務所
71	西表島管内海岸台帳作成業務委託(H28)	祖納干立及び租内港海岸の海岸保全区域台帳の更新及び電子化	2,052	○		沖縄県建設技術センターが所有する「公共施設情報システム」に反映することで土木建築部全体での情報の共有化、公共施設の適正かつ効率的な業務の支援など統合的な管理が可能となるから。		八重山土木事務所
72	八重山土木事務所技術審査支援業務委託(H28-1)	総合評価落札方式による工事に係る発注関係事務(技術審査)業務	4,536	○		公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であるため。		八重山土木事務所
73	平野伊原間線道路台帳調書作成業務委託(H28-1)	道路台帳調書を作成・調製する業務	1,156	○		当該業務に関する高度な知識と経験を有し、道路台帳データの一元管理を行っている機関であるため。		八重山土木事務所
74	平野伊原間線道路台帳調書作成業務委託(H28-2)	道路台帳調書を作成・調製する業務	1,199	○		当該業務に関する高度な知識と経験を有し、道路台帳データの一元管理を行っている機関であるため。		八重山土木事務所
75	大浜海岸台帳作成業務委託(H28)	大浜海岸の海岸保全区域台帳の更新及び電子化	1,328	○		沖縄県建設技術センターが所有する「公共施設情報システム」に反映することで土木建築部全体での情報の共有化、公共施設の適正かつ効率的な業務の支援など統合的な管理が可能となるから。		八重山土木事務所

76	白浜南風見線道路台帳調書作成業務委託(H28-1)	道路台帳調書を作成・調製する業務	1,501	○		当該業務に関する高度な知識と経験を有し、道路台帳データの一元管理を行っている機関であるため。			八重山土木事務所
77	沖縄都市モノレール技術審査支援業務委託(H28-1)	工事入札参加者からの提出される技術資料の分析・整理	2,041	○		競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で技術審査を行える唯一の機関であるため。			都市モノレール建設事務所
78	沖縄都市モノレール技術審査支援業務委託(H28-2)	工事入札参加者からの提出される技術資料の分析・整理	4,417	○		競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で技術審査を行える唯一の機関であるため。			都市モノレール建設事務所
79	沖縄都市モノレール技術審査支援業務委託(H28-3)	工事入札参加者からの提出される技術資料の分析・整理	4,352	○		競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で技術審査を行える唯一の機関であるため。			都市モノレール建設事務所
80	沖縄都市モノレール技術審査支援業務委託(H28-4)	工事入札参加者からの提出される技術資料の分析・整理	3,845	○		競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で技術審査を行える唯一の機関であるため。			都市モノレール建設事務所
81	沖縄都市モノレール技術審査支援業務委託(H28-5)	工事入札参加者からの提出される技術資料の分析・整理	3,413	○		競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で技術審査を行える唯一の機関であるため。			モノレール建設事務所
82	沖縄都市モノレール延長事業総合的技術支援業務委託(H28-2)	設計・計算、監督代行、検査支援業務の一連の業務を実施し、発注関係事務の総合的支援を行う。	10,044	○		業務の各段階において、関係法令に精通し、公平公正で適切な判断が求められる。センターは業務の性質上必要となる能力と実績を有しており、民間事業者と利害関係のない独立した唯一の機関であるため。			モノレール建設事務所
83	沖縄都市モノレール技術審査支援業務委託(H28-6)	工事入札参加者からの提出される技術資料の分析・整理	1,966	○		競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で技術審査を行える唯一の機関であるため。			モノレール建設事務所

84	沖縄都市モノレール延長事業総合的技術支援業務委託(H28-3)	設計・計算、監督代行、検査支援業務の一連の業務を実施し、発注関係事務の総合的支援を行う。	10,228	○			業務の各段階において、関係法令に精通し、公平公正で適切な判断が求められる。センターは業務の性質上必要となる能力と実績を有しており、民間事業者と利害関係のない独立した唯一の機関であるため。		モノレール建設事務所
85	下水道関連システム整備業務委託(H28)	既導入済みの下水道台帳システム及び工事資料検索システムのデータ更新、機能追加等の業務委託	3,326	○			地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の性質・目的が競争入札に適しないとき」 既存システムを構築した(一財)沖縄県建設技術センター以外に請け負うことができないため、同センターを選定した。		下水道管理事務所
合計			353,656	85	0	0		1	